

ちょコム会員規約 新旧対照表

改正	現行
<p>第2条（定義）</p> <p>3 「加盟店」とは、当社所定の方法で「ちょコムeマネー」の加盟店登録を行い、ちょコム会員との間で商品の販売又は役務の提供等を行う者又はちょコム会員に対して商品の販売又は役務の提供等が行われるモールを運営する事業者（以下「モール運営事業者」といいます）をいいます。なお、当社が運営するショッピングサイト及び当初所定の方法で<u>ちょコム会員が当社に対して募金先への募金の申込みを行った場合</u>については、当社を加盟店とみなします。</p> <p>附則 この改正規約は<u>平成27年12月9日</u>より実施いたします。</p> <p>以 上</p> <p>平成21年12月17日改定 平成22年10月1日改定 平成22年11月15日改定 平成23年7月4日改定 平成23年12月1日改定 平成24年4月2日改定 平成24年4月20日改定 平成25年4月19日改定 平成26年7月16日改定 <u>平成27年12月4日改定</u></p>	<p>第2条（定義）</p> <p>3 「加盟店」とは、当社所定の方法で「ちょコムeマネー」の加盟店登録を行い、ちょコム会員との間で商品の販売又は役務の提供等を行う者又はちょコム会員に対して商品の販売又は役務の提供等が行われるモールを運営する事業者（以下「モール運営事業者」といいます）をいいます。なお、当社が運営するショッピングサイトについては、当社を加盟店とみなします。</p> <p>附則 この改正規約は<u>平成26年7月16日</u>より実施いたします。</p> <p>以 上</p> <p>平成21年12月17日改定 平成22年10月1日改定 平成22年11月15日改定 平成23年7月4日改定 平成23年12月1日改定 平成24年4月2日改定 平成24年4月20日改定 平成25年4月19日改定 平成26年7月16日改定</p>